

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する説明事項

三木山陽訪問看護ステーションは、より質の高い看護を目指し、医療DX推進体制を整えております。健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っています。取得した資格情報をもとに、電子処方箋システムや電子カルテ情報共有サービスから、医療情報を取得・活用し、質の高い訪問看護サービスを提供致します。

これにより、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円／月

【施設基準】

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は、ご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をおねがいいたします。

医療法人社団 朋優会
三木山陽訪問看護ステーション